

中心市街地等の空き店舗改装に 対する補助制度のお知らせ

中心市街地等のにぎわい創出および商業の活性化を目的に、中心市街地等の空き店舗を活用して創業する方に改装費の一部を補助します。
(今年度から中心市街地以外のエリアでも補助が可能となりました。)

【補助対象経費】
空き店舗改装費および設計費

【補助率】

◎ 中心市街地

補助対象経費の2分の1 上限100万円

◎ 中心市街地以外

補助対象経費の2分の1 上限50万円

【補助制度の公募期間】

平成28年5月18日(水)まで

詳しくは、市ホームページに掲載している募集要項および応募様式をご覧ください。産業振興課までお問い合わせください。

【書類提出先・お問い合わせ先】

市産業振興課（市役所4階）

☎ 32・3809 / FAX 33・0938

Mail: sangyoshinko@city.komatsushima.tok

ushima.jp



マイナンバーカード (個人番号カード) 交付のお知らせ

本市では平成28年2月から、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付を開始していますが、現在、非常に多くの方が申請されており、カードの交付が遅れています。お渡しの準備ができた方から順次、交付通知書(はがき)が同封された案内(転送不可の普通郵便)をお送りしています。

大変ご迷惑をおかけしていますが、案内が届くまでお待ちいただけますようお願いいたします。

※申請日からお渡しできるまでに数か月を要します。

【交付窓口】 戸籍住民課（市役所1階①番窓口）
交付通知書(はがき)が同封された案内が届いた方は、開庁時間(平日の午前8時30分～午後5時15分)のほか、次の延長窓口および休日窓口もご利用ください。

※延長窓口および休日窓口は電話での予約が必要となります。

延長窓口 平日の午後5時15分～

午後6時15分

休日窓口 5月29日(日)

午前9時～午後4時

通知カードのお知らせ

通知カードをまだ受け取られていない方は、本市に返戻されている場合がありますので、戸籍住民課までお問い合わせください。(返戻されている旨の案内が届いている世帯で、取りに来られていない方は、取りに来ていただけますようお願いいたします。)

また、通知カードを紛失された方は、戸籍住民課へ紛失の届出をお願いします。

【お問い合わせ先】

◎ 市戸籍住民課（市役所1階①番窓口）

☎ 32・2112 / FAX 33・2234

Mail: kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp

◎ マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120・95・0178

(平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30)

※個人番号カードを紛失した場合の一時停止受付は、24時間365日対応